

業務指示書

大洋州地域廃棄物管理改善支援プロジェクトフェーズ2 (グループ1)

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2017年1月18日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第一課 小峰 雪代 Komine.Yukiyo@jica.go.jp

質問に対する回答：2017年1月23日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めらるるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

() 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

- (○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。
- () 業務主任者(総括)については補強を認めます。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。
- 注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。
- 注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。
- 注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。
- 注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。
- 注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

- () 外国籍人材の活用を認めます。
- () 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。
- (○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

- 注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。
- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
 - ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：廃棄物管理に係る各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、40ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／廃棄物管理）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：廃棄物管理に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：大洋州地域 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 能力強化】

- 1) 類似業務の経験：能力強化に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：大洋州地域 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。
その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2017年2月3日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：
 - ・郵送の場合
〒102-8012
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構 調達部
 - ・持参の場合
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写5部
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

- (○) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
() 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃 (エコノミークラス) 又は正規割引運賃 (ビジネスクラス) ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。

なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費 (航空賃)
- (2) 旅費 (その他: 戦争特約保険料)
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) その他 (以下に記載の経費)

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
(US\$1 = 117.382 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() プレゼンテーションは実施しません。

(○) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(○) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期: 2月9日(木) ~
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: JICA本部 (麹町) 会議室

(3) 実施方法:

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

(○) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。
実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年7月）」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／廃棄物管理
能力強化

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

47.13 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年7月）」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2016年7月)」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2017年2月16日(木)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

- ① コンサルタント等の法人としての経験・能力
 - ② 業務の実施方針等
 - ③ 業務従事予定者の経験・能力
 - ④ 若手育成加点*
 - ⑤ 価格点*
- *④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達 >コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達管理を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

() 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年10月）」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社/子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

() 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

(○) 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご注意ください。

以 上

プロポーザル評価表

大洋州地域廃棄物管理改善支援プロジェクトフェーズ2（グループ1）

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/廃棄物管理	(32.00)	(13.00)
ア) 類似業務の経験	12.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	1.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	3.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(13.00)
カ) 類似業務の経験	-	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	3.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	(8.00)	(14.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	8.00	8.00
シ) 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 能力強化	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1 業務の背景

大洋州の島嶼国における廃棄物管理は、その国土の遠隔性・隔絶性・狭小性といった地理的条件や伝統的な土地所有制度等の社会的背景から適切な廃棄物処理が困難な上、急速な生活様式の近代化等に起因する廃棄物の多種・大量化が顕著となっており、大洋州地域島嶼国に共通する大きな課題のひとつとなっている。

これに対して、我が国は 2000 年の第 2 回太平洋・島サミット(Pacific Islands' Leaders Meeting: PALM)を契機として太平洋諸島フォーラム(Pacific Islands Forum: PIF)に参加する 14 カ国を対象に協力を実施してきた。JICA は、地域国際機関である太平洋地域環境計画(The Secretariat of the Pacific Regional Environment Programme: SPREP)への個別専門家派遣を皮切りに、サモア国を拠点とした広域技術協力プロジェクト「太平洋廃棄物管理プロジェクト」や、二国間協力による技術協力プロジェクトをパラオ国(「パラオ国廃棄物管理改善プロジェクト」)、バヌアツ国(「バヌアツ国ブツファ処分場改善プロジェクト」)、およびフィジー共和国(以下、「フィジー国」)(「廃棄物減量化・資源化促進プロジェクト」)で実施し、大洋州地域における廃棄物人材の育成と適正な廃棄物管理の推進に取り組んできた。また、効率的な廃棄物管理の支援には大洋州地域横断的なアプローチが必要との認識から、JICA は SPREP を通じて SPREP 加盟国間の協議のもと、2005 年に大洋州地域廃棄物管理戦略(2005-2015)、2009 年にはこれを改訂した大洋州地域廃棄物管理戦略(2010-2015)の策定を支援するとともに、この地域戦略の実施を通じた廃棄物管理の人材や制度の基盤づくりのために広域案件である「大洋州地域廃棄物管理改善支援プロジェクト(J-PRISM)」(以下、「フェーズ 1」)を 2011 年 2 月から 2016 年 2 月まで行ってきた。さらに 2015 年以来、廃棄物と汚染防止を含む大洋州地域廃棄物・汚染管理戦略 2016-2025(以下、Cleaner Pacific 2025)の策定を支援した。本プロジェクト(J-PRISM フェーズ 2(以下、「フェーズ 2」))は大洋州地域における持続的な廃棄物適正管理の基盤を強化する目的で、新たに策定された Cleaner Pacific 2025 に基づいてフェーズ 1 に引き続き協力するものである。

Cleaner Pacific 2025 では 4 つの戦略的ゴールが設定されており、それぞれのゴールに対するパフォーマンス・インディケーターが設定されており、各国のパフォーマンスを評価するためのモニタリングの実施が重要である。また、Cleaner Pacific 2025 では、大洋州の域内協力がゴール達成における基本方針の一つとされており、これまでの協力で育成されたローカル専門家や現地リソースを活用した域内(南南)協力の実施が求められているが、持続的な制度は確立されていない。また、近年、大洋州地域では、サイクロンや津波、洪水などの自然災害が頻発している。これらの災害からの復興に当たっては、災害に伴って発生した廃棄物の迅速な処理が課題であり、これまで大洋州地域で蓄積されている災害時の教訓を域内に普及することが求められている。

加えて、フェーズ 1 では、各国内で 3R を推進しつつも、対象国のほとんどの国では、分別のシステムやリサイクル関連施設がなく、有価物を海外に輸出する仕組みが構築されていない。モノの流れを先進国からの一方通行にしないために、有価物や処理困難物を適正なりサイクルが可能な海外へ輸出(Return)することで、適正な資源循環・適正処理を推進するシステム(3R+Return)を確立

する必要がある。小島嶼国が多い大洋州地域に適したシステムの実現には、国を越えた有価物の回収・輸送が必要であり、体制・制度、及び技術的な課題に対し、早急な対応が必要である。また、各国においては、Cleaner Pacific 2025に基づき、大洋州地域の自立的な固形廃棄物管理能力を引き続き向上させる必要があり、国家廃棄物管理戦略の策定と、その実現に向けた具体的な活動への支援が求められている。

以上のことから、フェーズ2においてはフェーズ1で築いた基盤を活用しつつ、課題解決に向けた相手国実施機関の組織としての能力や、廃棄物管理に係る体制・制度強化に力を置く。

本プロジェクトの実施体制は、SPREP と連携した活動を実施する長期専門家複数名がプロジェクト全体の管理を行うと共に、対象国を比較的近隣の国々で2グループに分け(表1参照)、各グループ国に業務実施契約による専門家チームを派遣するものとする。長期専門家の総括が本プロジェクト全体を統括し、業務実施契約により派遣される専門家は、本総括に協力し活動を行う。

このような実施体制の下、本契約はグループ1に該当し、パラオ国では公共基盤・産業・商業省公共事業局廃棄物管理課ほかコロール州政府廃棄物管理部門、バベルダオブ島の10州、離島1州、ミクロネシア国では、環境危機管理局(Office of Environment & Emergency Management: OEEM)を始めとする4州8機関、マーシャル国では、公共事業省など5機関をそれぞれC/P機関として活動を展開する。

表1. 業務実施契約1および2の担当国

専門家チーム	担当国
グループ1	パラオ国、ミクロネシア国、マーシャル国
グループ2	パプアニューギニア国(以下、PNG国)、ソロモン国、バヌアツ国、フィジー国、トンガ国、サモア国

2 プロジェクトの概要

(1) プロジェクト名:大洋州地域廃棄物管理改善支援プロジェクトフェーズ2

(2) 上位目標

大洋州地域廃棄物・汚染管理戦略 2016-2025(Cleaner Pacific 2025)に基づき、大洋州地域における自立的な廃棄物管理が強化される。

(3) プロジェクト目標

(地域全体)

Cleaner Pacific 2025 の実施を通して、大洋州地域の持続可能な廃棄物管理にかかる人材および組織・制度的な基盤が強化される。

(地域協働レベル)

Cleaner Pacific 2025 の固形廃棄物管理分野にかかる実施状況がタイムリーにモニタリングされ、大洋州地域内協力が支援される。

※パラオ国、ミクロネシア国、マーシャル国のプロジェクト目標は(7)に記載

(4) 期待される成果

本事業は、大洋州地域において、地域内協力の体制の構築、「3R+Return」の実現に向けたパイロット調査と関連する取り組みを実施することで、協力を通じた持続可能な廃棄物管理にかかる人材および組織・制度的な基盤が強化されることが期待される。
 ※パラオ国、ミクロネシア国、マーシャル国の成果概要は(7)に記載。

(5) 対象地域

大洋州地域9ヶ国(パラオ国、ミクロネシア国、マーシャル国、PNG国、ソロモン国、バヌアツ国、フィジー国、トンガ国、サモア国)。

※但し本指示の対象はパラオ、ミクロネシア、及び、マーシャルの3国とする。

(6) 実施機関

・太平洋地域環境計画事務局(SPREP)

・大洋州9カ国の廃棄物管理所轄機関。

※但し本指示の対象はパラオ、ミクロネシア、及び、マーシャルの3国とする。

(7) パラオ国、ミクロネシア国、及び、マーシャル国のプロジェクト概要

表2. ミクロネシア国、マーシャル国、パラオ国におけるプロジェクト目標と成果概要

	国名	プロジェクト目標	成果概要
1	パラオ	廃棄物管理体制の確立が促進される	成果1: Cleaner Pacific 2025 に沿って、国家固形廃棄物管理戦略並びに付属のアクションプランが策定され、担当大臣に提出される 成果2: 廃棄物管理や3Rに係るグッド・プラクティスが国内並びに地域内で共有される 成果3: バベルダオブ島の10州並びにコロール州で、廃棄物収集が改善される 成果4: 現 M-dock 処分場から新規処分場への移行が開始される
2	ミクロネシア	(中央政府目標) 各州において廃棄物管理体制の確立が促されるよう支援を行う (各州目標) 廃棄物管理体制の確立が促進される	(中央政府成果) 成果1: 各州において廃棄物管理戦略が策定されるよう OEEM による支援が提供される 成果2: 廃棄物管理や3Rに係るグッド・プラクティスが国内並びに地域内で共有される 成果3: 各州の支援につながる廃棄物管理のための持続的な財政メカニズムを検討する (各州共通成果) 成果1: Cleaner Pacific 2025 に沿って、州の廃棄物管理戦略並びに付属のアクションプランが策定され、関係機関に提出される 成果2: 廃棄物管理や3Rに係るグッド・プラクティスが国内並びに地域内で共有される <u>ヤップ州</u> 成果3: ヤップ州において収集が改善される <u>コスラエ州</u> 成果3: コスラエにおいて収集計画が策定される
3	マーシャル	廃棄物管理体制の確立が促進される	成果1: Cleaner Pacific 2025 に沿って国家廃棄物管理戦略並びに付属のアクションプランが策

			定され内閣に提出される 成果 2：廃棄物管理や 3R に係るグッド・プラクティスが国内並びに地域内で共有される
--	--	--	--

(8)パラオ国、ミクロネシア国、及び、マーシャル国のプロジェクト対象地域

パラオ国

バベルダオブ島、コロール州、及び、離島(プロジェクト開始後に正式決定)

ミクロネシア国

ヤップ州、チューク州、ポンペイ州、コスラエ州の各州本島

マーシャル国

マジュロ、イバイ

(9)パラオ国、ミクロネシア国、及び、マーシャル国の関係官庁・機関

パラオ国

中央政府：公共基盤・産業・商業省公共事業局廃棄物管理課(BPW-MPIIC)

コロール州：コロール州政府廃棄物管理部門

バベルダオブ島 10 州：各州廃棄物担当部署

離島 1 州

ミクロネシア国

中央政府：OEEM

ヤップ州：環境保護局(Environmental Protection Agency: EPA)、公共事業・交通局(Department of Public Works and Transportation: DPW&T)

チューク州：EPA、公共事業・交通局(Department of Transportation and Infrastructure: DT&PW)

ポンペイ州：EPA、交通インフラ局(Office of Transportation and Infrastructure: T&I)

コスラエ州：コスラエ資源管理局(Kosrae island Resource Management Agency: KIRMA)

マーシャル国

中央政府：公共事業省(Ministry of Public Works: MPW)、環境政策局(Office of Environmental Planning and Policy Coordination: OEPPC)、環境保護局(Environmental Protection Authority: EPA)

マジュロ：マジュロ環礁廃棄物公社(Majuro Atoll Waste Company: MAWC)

イバイ：クワジェリン環礁地方政府(Kwajalein Atoll Local Government: KALGOV)、環境保護局支局(EPA Branch)

3 業務の目的

本業務は、大洋州 9 カ国のうちの 3 ケ国(パラオ国、ミクロネシア国、マーシャル国)を対象とし、Cleaner Pacific 2025 に沿って各国の廃棄物の課題に対処することを通して、廃棄物管理の人材、制度面でのキャパシティの向上をはかり、育成した人材による大洋州域内協力体制の構築により、域内の自立発展的な廃棄物管理を目指すものである。

4 業務の範囲

本業務は、JICAが2016年にパラオ国、ミクロネシア国、マーシャル国政府と締結した討議議事録(R/D: Record of Discussion)(パラオ国とは2016年10月13日、ミクロネシア国とは2016年11月4日、マーシャル国とは2016年11月30日に締結)に基づき実施されるプロジェクトの枠内で、「3 業務の目的」を達成するため、「5 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、サモアにあるプロジェクトオフィスと協力しながら「6 業務の内容」に示す事項の業務を行い、当該国の関係機関との共同作業によって廃棄物管理の人材、制度の向上を図り、その過程及び成果を「7 成果品等」に示す報告書等にまとめるものである。

5 実施方針及び留意事項

(1) 業務の期分け

本プロジェクトはフェーズ2プロジェクトであるが、フェーズ1プロジェクトの終了から時間が経過していることに加え、9か国を対象とした広域プロジェクトであり、正確に現地の状況を把握することが困難である。このため、より確度の高い情報を収集しつつ関係者間の連携と調整を図り、地域協働と各国活動の内容について詳細設計を行うため、JICA本部とプロジェクトオフィスは、事業開始1年後を目途に詳細計画策定調査を実施予定である。したがって第1期はPDM上の活動の見直し・詳細化や指標の見直しを含む期間として位置付けるものとする。各国のPOは、業務開始から第2期に活動が集中しているが、受注者は、C/Pのキャパシティと各国の状況を踏まえ、基本計画策定調査時のPDMとPOを前提としつつ、これらの見直しのための必要な提言をJICAに行う。

本プロジェクトでは以下の契約期間に分けて事業を実施することとする。

・第1期:2017年3月～2018年2月(1年)

・第2期:2018年3月～2020年2月(2年)

・第3期:2020年3月～2022年1月(2年)

第1期契約期間の終了時点において、次期契約期間の業務内容の変更等について協議を行い、契約交渉を経て双方合意の上、第2期契約書を締結することとする。

(2) 広域プロジェクトへの理解と関係者間の密な連携

本プロジェクトは、地域全体および各国の活動はそれぞれのプロジェクト・デザイン・マトリックス(PDM)に則り展開される。本契約の実施に当たっては、プロジェクト全体の枠組みや、その中での対象3か国の活動の位置づけに対する適切な理解が求められる。各国の廃棄物管理能力向上を目的とした活動と共に、J-PRISMの根幹理念である地域協働というコンセプトの下、大洋州地域の持続可能な廃棄物管理にかかる人材および組織・制度の基盤強化に向け、JICA本部、プロジェクトオフィス、当該国のJICA支所、並びにグループ2の受注コンサルタントときめ細かな報告・連絡・相談を行いつつ協力して事業を実施すること。具体的には、主として進捗の共有、Cleaner Pacific 2025によるモニタリング、地域研修実施への協力を想定している。

(3) ベースライン調査の実施

本事業はフェーズ 1 終了時と 2016 年 5 月から 8 月に実施した基本計画策定調査実施時から時間が経過していることから、業務開始時にはベースライン調査の実施と、基本計画策定調査時に作成された PDM と PO の確認を行うことが求められる。

(4) 実施体制

本プロジェクトに関わる日本側の関係者は以下のとおりである。

(日本側関係者)

(ア) JICA 専門家チーム(予定):

プロジェクトオフィス: 長期専門家([総括]、[廃棄物管理地域研修/業務調整]、[3R+Return]、[地域協働])をサモア国にある SPREP 本部内に派遣し、SPREP 廃棄物担当官、ローカルコンサルタントとともにプロジェクトオフィスを形成してプロジェクト全体の管理を行う。また、プロジェクトオフィスに派遣される JICA 直営の長期専門家の他に、業務調整/3R+Return(仮称)はサブリージョン¹担当として 2 名を派遣予定である。

専門家チーム: 業務実施契約(本契約)による短期専門家。プロジェクトオフィスに在籍する総括の長期専門家が全体の統括を行い、各専門家はプロジェクトオフィスと相互に連携を取りながら各国及び地域の活動を有機的に推進する。

(イ) 国内支援委員会:

本プロジェクトの適切かつ効率的な推進をはかるため、国内支援委員会を設置する。国内支援委員は、次に掲げる事項について、地球環境部長の依頼に基づき、専門的かつ技術的見地から部長に対し助言を行う。

- ・案件の全体計画に関すること。
- ・案件のモニタリング及び評価に関すること。
- ・成果品の内容に関すること。
- ・その他事業の実施に関し必要な事項に関すること。

(5) PDM の柔軟な修正によるパラオ国、ミクロネシア国、マーシャル国側との共同運営

技術協力プロジェクトでは、C/P のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。プロジェクトの運営に際し受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、基本計画策定時の PDM を前提としつつ、必要に応じてプロジェクトの方向性について JICA に提言を行うことが求められる。その検討の際には、パラオ国、ミクロネシア国、マーシャル国側との共同作業を進めることを基本とする。また、外部条件の変化等による PDM 上の記載に変更の必要が生じた際は、速やかに JICA 本部、並びに、プロジェクトオフィスに連絡し、PDM 改訂に向けて協力すること。

¹ 本プロジェクト対象 9 カ国全体を示すとき「リージョン」を用いるのに対し、リージョン中で比較的距離的に近い国々を 3 か国ずつまとめて「サブリージョン」と定義する。グループ 1 の対象 3 国は、1 つのサブリージョンをなし、業務調整/3R+Return を 1 名派遣予定。

PDMの変更は、JICAと実施機関の協議(Joint Coordinating Committee, JCC: 合同調整委員会)に基づいて行われる。受注者は、JICA、並びに、プロジェクトオフィスが求める資料やデータの提供等、この改訂作業に協力すること。なお、契約開始後の合同調整委員会においてはPDMを必ず確認し、特に活動毎の主体者の確認や指標の精緻化を行うこと。

JICAは、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な処置(先方C/Pとの合意文書の変更、契約の変更等)を取ることにする。

(6) キャパシティ・ディベロップメント(CD)の重視

受注者は、本業務を通じてC/Pにおけるキャパシティ・ディベロップメント(CD)の支援を行う。CDとは、「個人、組織、制度や社会が、個別にあるいは集合的にその役割を果たすことを通じて、問題を解決し、また目標を設定してそれを達成していく“能力”(問題対処能力)の発展プロセス」である。

すなわち、キャパシティの包括性の視点(個人だけではなく組織、制度、社会システムを見据えた視点)と、C/Pの主体性・内発性の重視がきわめて重要になる。よって支援アプローチとしては、まずC/Pの能力を適切に把握したうえで(キャパシティ・アセスメント(CA))、その能力や周囲の条件に応じて、受注者とC/Pが計画立案、意思決定、実行において緊密に協働すること、受注者がファシリテーターの役割を果たすことが原則となる。

CDの詳細については、JICA作成による「開発途上国廃棄物管理分野のキャパシティ・ディベロップメント支援のためにー社会全体の廃棄物管理能力の向上を目指して・改訂版」、「キャパシティ・ディベロップメント(CD)～途上国の主体性に基づく総合的課題対処能力の向上を目指して～」、「キャパシティ・アセスメント・ハンドブックーキャパシティ・ディベロップメントを実現する事業マネジメントー」(いずれもJICAホームページからダウンロード可能https://www.jica.go.jp/jica-ri/IFIC_and_JBICI-Studies/jica-ri/column/archives/osusume02.html)を参照すること。本プロジェクトにおけるパラオ国、ミクロネシア国、マーシャル国側C/PのCDの方法・内容・時期・留意すべき点については、プロポーザルで提案すること。なお、CAの手順としては、下記の通りとする。

① ベースラインデータの収集

制度・社会、組織レベルのキャパシティの現状を把握するためのキャパシティ評価チェックリストを作成する。チェックリストは、廃棄物管理の改善に求められる多様な項目(廃棄物管理計画や関連法案の有無や有用性、廃棄物に対する社会の理解、廃棄物管理の組織体制や収集、運搬、リサイクル、最終処分等)を網羅し、C/Pを含めた参加型ワークショップにより現状問題の分析と廃棄物管理のキャパシティ評価を行う。なお、キャパシティ評価チェックリストは「パラオ国廃棄物管理改善プロジェクト」により作成されたリストを参照し、評価項目を提案すること。

個人レベルのキャパシティの現状把握には、質問表への記入やインタビュー形式とし、C/Pの経歴、廃棄物管理に係る知識や経験、現在の担当業務、能力開発への要望等を調査する。

② 改善ニーズの整理

制度・社会・組織レベルで能力向上が必要な項目を整理する。個人レベルでは、C/P 個人の経験を考慮した能力開発のニーズを分析する。

③ プロジェクト目標達成のための改善目標の特定

①、②で作成したチェックリストとニーズ分析結果、並びに、個人の現状把握結果、ニーズ分析結果はプロジェクトのスコープ範囲外の項目も含むものとなる。このため、制度・社会・組織レベルでは、本プロジェクトのスコープ内で達成されるべき改善目標項目の抽出を行う。個人レベルにおいては、プロジェクト内での C/P 個人の役割を設定し、同様の抽出を行う。

④ プロジェクト目標達成のための改善目標の決定

③の結果を踏まえ、C/P 側の到達意向を加味し、改善目標項目を決定する。

⑤ CA 実施

プロジェクト開始直後、以降、1年毎に CA を実施する。CA 項目は、④で決定した改善目標項目とともに、制度・社会・組織レベルでは①で作成したチェックリストの項目、個人レベルでは②で把握した改善ニーズ項目も含むものとする。なお、④で決定した改善目標項目以外において C/P の能力向上が確認できなかったとしても、専門家に対する評価には影響を及ぼさない。

(7) C/P の主体性の醸成

本プロジェクトにおいては、廃棄物管理にかかる人材と制度という基盤を総合的に強化するため、多くの機関と連携した取り組みが求められる。多くの関係機関との調整や合意形成には時間と忍耐が必要であり、C/P が主体的に取り組み関係機関との信頼関係を構築することが重要である。受注者は、派遣期間中はもちろんのこと、不在期間中も C/P が主体的に取り組むことができるよう、その仕組みづくりを行うこと。例えば、C/P 間で週例会議を C/P の進行で行うこと、環境管理にかかる勉強会を定期的を開催すること、プロジェクトに係る報告書等を C/P が執筆するよう促すこと等、C/P の責任感や主体者意識の醸成に資するメカニズムを整えること。本プロジェクトにおけるパラオ国、ミクロネシア国、マーシャル国側 C/P の主体性の醸成の方法・内容・留意すべき点については、プロポーザルで提案すること。

(8) 各国共通の留意事項: 廃棄物管理戦略

(8) 各国共通の留意事項: 廃棄物管理戦略

大洋州地域に共通する問題として、自治体や政府職員の離職率の高さがある。廃棄物分野においても、フェーズ 1 で育成した人材が離職やポジション替えとなることが散見され、技術や知見の定着が課題となっている。このため、国家廃棄物管理戦略や地方自治体で作成される計画には、人材育成やナレッジの定着についての項目を含むこと。また、戦略策定の段階で把握した、日常活動に対する助言や指導を行うこと。なお、プロジェクトの途中で成果が十分に達成される見込みがあり、活動の過程で課題が明確になり、かつ、活動の持続性が確認された場合には、必要に応じて提言された対策の実施に資する活動を追加することを検討する。

(9) パラオ国における留意事項

既存処分場である M-Dock の残埋立容量が逼迫していることから、先方機関の最大関心事は新規処分場の建設である。パラオ国は我が国に対して無償資金協力による新規処分場建設を要請しているが、新規処分場が実際に利用できるようになるまでは数年を要することから、M-Dock の延命措置と新規処分場への移行が最大の課題である。なお、新規処分場の建設に係る協力準備調査は、2017年4月を目処に開始予定であり、パラオにおける活動の実施にあたっては、協力準備調査の受注コンサルタントと緊密な連携を図る。また、既存処分場の延命化と新規処分場への移行が本プロジェクトの対パラオ支援内容に大きく影響することから、新規処分場建設計画の進捗次第では活動スケジュールを見直す必要が出てくる点に留意が必要である。

(10) ミクロネシア国における留意事項

ミクロネシア国においては、廃棄物管理分野での連邦政府の役割は限定的であることから、プロジェクトではそれぞれの州(ヤップ州、チューク州、ポンペイ州、コスラエ州)に直接支援を行う。4州のうちヤップ州、コスラエ州は廃棄物管理体制の基礎は整っているものの、未収集域の存在や料金徴収率の低さなどの課題を抱えている。チューク州、ポンペイ州は他の2州に比べて廃棄物管理体制自体が脆弱であり、組織の在り方の検討と共に、日常の活動への助言を行う必要がある。また、チューク州、ポンペイ州の成果は、表2中の2つの各州共通成果にとどめているが、戦略作りの過程で課題が明確になり、かつ、上記2州の実施体制が改善された場合には、必要に応じて提言された対策の実施に資する活動を追加することを検討する。なお、4州共に廃棄物管理戦略策定後も、アクションプランの実施状況のモニタリングを行い、助言、指導を行うこと。

(11) マーシャル国における留意事項

マーシャル国では人口規模の大きいマジュロとイバイの2地域を支援対象とする。マジュロでは空港周辺からローラ地区に未収集地区が存在している。また、両地域の処分場はオープンダンプの状態であり、大きな課題となっている。収集サービスの拡大や処分量の削減、処分場の適正管理及び廃棄物管理財政の適正化等、両地域とも固形廃棄物管理の課題は山積している。

マーシャル国では、SPREPを通じてEU諸国が支援している PacWaste プログラムにおいて、マジュロを対象とした支援が実施されており、既存処分場の改善、収集域の拡大、リサイクルシステムの導入など、環礁低地における廃棄物管理に関するプロジェクトが2017年12月まで実施される予定である。また、同国イバイはアジア開発銀行に対し、廃棄物管理分野の技術支援を申請している。本プロジェクト実施に際し、上記関係機関との連携を図りつつ支援を行っていく必要がある。また、国家廃棄物戦略作りの過程で課題が明確になり、かつ、マジュロ、イバイの実施体制が改善された場合には、他ドナーの動向とC/P側の意向を踏まえ、同戦略で提言された対策の実施に資する活動を追加することを検討する。

(12) 我が国の他事業との連携

本プロジェクトでは、ボランティア事業、草の根技術協力、草の根無償資金協力事業、民間企業、

NGO 等と連携してプロジェクトを進める予定である。例えば、現地の青年海外協力隊員やシニアボランティアがこれまで行ってきた活動や情報収集の結果をプロジェクト活動に活かし、プロジェクトの枠組みの中で協力隊員やシニアボランティアと一緒にできる活動については情報交換をしながら進めることを想定している。民間企業との連携については、静脈物流の観点から 3R+Return と深く関係する海運業者等の巻き込みを検討している。このような取り組みを、プロジェクトオフィスや当該国の JICA 支所及び JICA 本部と十分に情報共有を進めながら進めること。

(13) 他ドナーおよび国際機関との連携

現在、EU 諸国が支援している PacWaste プログラムにおいて、有害廃棄物を対象としたプロジェクトがパラオ国、ミクロネシア国、マーシャル国を含む大洋州諸国 14 か国を対象として実施されている（詳細は右 HP をはじめとした各組織のサイトを参照のこと：<http://www.sprep.org/pacwaste>）。なお、大洋州地域では、上記、SPREP を通じた他ドナーの広域協力（EU の PacWaste、Global Environment Facility (GEF)/UNEP の GEFPAS）や、ILO などの国際機関との連携、さらに、各国レベルではオーストラリア、ニュージーランドなどとの情報交換を積極的に行い、今後の動向等を常に確認しつつ、連携して活動を進めること。

(14) プロジェクト運営に係る仕組みについて

本プロジェクトでは、①プロジェクト対象9か国関係者、及び、JICA の参加による、各国の進捗確認と地域協働の最終意思決定を行う運営委員会（Steering Committee: SC）、及び、②各国における進捗確認と最終意思決定を行う JCC を設置する。プロジェクト期間中、少なくとも年に 1 回 SC が開催される予定である。受注者は、各国 C/P が発表する担当分野の発表に助言を行うなど、SC の開催に協力すること。また、各国 C/P の発表時には、問題事項、方針等の要点を明瞭かつ簡潔に説明できるよう C/P を支援するとともに（受注者が合同調整委員会資料を実施機関の代わりに作成するという意味ではない）、少なくとも業務主任の SC への出席が求められる。また、2018 年以降 2 年に 1 回実施される地域廃棄物管理円卓会議（Clean Pacific Roundtable: CPR）において、プロジェクトオフィスから各国の情報提供を求められた場合には協力すること。CPR は、ドナー、国際機関、NGO、民間事業者ら廃棄物管理・汚染対策に携わる地域の関係者が集まり、廃棄物管理・汚染対策に関する国、地域、世界的なプログラムに関する情報や知見の共有を行う場であり、少なくとも業務主任は CPR に出席することが求められる。

(15) JICA が派遣する調査団への協力

受注者は、JICA が詳細計画策定調査や運営指導調査²を実施する場合には、JICA が指示する資料について具体的データを用いて整理し提出すること。

また、本案件は中間レビュー、終了時評価を行うことを想定しており、プロジェクト開始から 24 か月を目処に中間レビューを実施し、プロジェクト終了時から 6 ヶ月前を目処には終了時評価調査を実

² 運営指導調査…プロジェクトの見直しが必要な場合や実施運営上の問題点が発生している場合に JICA が実施する調査

施予定である。受注者は、調査の基礎資料として、実施した活動の成果および目標達成度、業務実績、教訓等について、具体的データを用いて整理すること。なお、これらの調査は JICA 事業評価ガイドラインに基づき JICA が行う調査であり、受注者は同評価調査への実施に協力すること。

(16) 広報活動及び成果の積極的な発信

業務実施にあたっては、本協力の意義、活動内容とその成果を相手国側及び我が国の国民各層に正しく理解してもらえよう、効果的な広報に努めること。特に、本案件に大きくかかわるイベントとして、2018 年と 2021 年に開催が予定されている太平洋・島サミットを意識し、効果的な広報活動を行う。

また、プロジェクトオフィスが発行するニュースレターや、ホームページ掲載用の写真(ワークショップ、各種来訪者受入、日常的な技術移転や CD 支援活動、C/P や裨益住民との協働作業等)や記事を、定期的に提供すること。

さらに、関連する学会やシンポジウム等の機会プロジェクトの成果を積極的に発表する。発表内容については事前に JICA、並びに、プロジェクトオフィスと十分協議すること。これらに関し受注者が取り得る方法について、具体的な提案をプロポーザルに記載すること。

6 業務の内容

受注者は、「2 プロジェクトの概要」に示した大洋州地域版のプロジェクト目標、成果の達成に向けて、本業務の対象国にて以下の活動を実施することを期待されている(詳細は各国版 PDM 及び PO を参照)。より効率的かつ効果的な作業工程や手法があればプロポーザルにて提案すること。その際、本プロジェクトがフェーズ2であることに特に留意し、報告書等を踏まえ、これまでの経緯を把握したうえでの提案とすること。

(1) 国内準備期間(2017 年 3 月中)

- ア グループ2の受注コンサルタントと、各国の CD 評価のベースラインとなるプロジェクト開始当初の CA の方法を協議すると共に、本プロジェクト期間を通して共通に利用する CA 手法を検討する。
- イ JICA 地球環境部と打合せを行い、担当業務に係る活動方針・方法を検討し、業務計画書(和文・英文)を作成する。
- ウ プロジェクトオフィスと活動方針・計画について TV 会議等にて協議し、確認する。

(2) 現地派遣期間

【各国共通事項】

- ア 専門家チーム内の業務分担として、C/P との関係構築の観点から国ごとに担当を配置することが望ましい。
- イ 業務計画書(和文・英文)を基に、業務内容及び計画を当該国の JICA 支所及び各 C/P 機関に説明、協議を行い、業務内容と計画について合意を得る。その際、C/P に対しては JICA が CD

を重視している点を確認し、プロジェクト開始直後並びに1年ごとに行われるCA実施に係る協力を求める。

- ウ 業務開始直後に、各国の廃棄物管理及びC/P機関・担当者のCAを、先方政府及びプロジェクトオフィスと協議しながら行う。その結果に基づき、CA項目の設定、プロジェクト活動内容の具体化を行いWork Planを策定すると共に、必要に応じてPDMの指標の見直しを行う。各国のCA項目、Work Plan及びPDM修正版は、業務開始から3か月目を目途に提出されるインセプションレポート(ICR)に記載し、JICA本部、プロジェクトオフィス、各支所と協議を行ったうえでC/P側に提示し、JCCで合意を得ること。
- エ パラオ国、ミクロネシア国、マーシャル国において、JCCの開催時期、内容について協議し、実施支援を行う。
- オ パラオ国、ミクロネシア国、マーシャル国における、活動は下記の通り。

【パラオ国の支援内容】

パラオ国では、①Cleaner Pacific 2025に沿い、技術的、定量的な現状分析結果に基づいて実行性の高い固形廃棄物に絞った廃棄物管理戦略を作成する、②飲料容器のデポジット制等のグッド・プラクティスを国内外へ普及する、③新規処分場の建設を前提としたバベルダオブ島及びコロール州の収集体制を改善する、④既存処分場であるM-Dockの改善(延命化)を含む新規処分場への移行計画の策定を支援する、ことを成果とし活動を行う。

成果1:Cleaner Pacific 2025に沿って、固形廃棄物に絞った国家廃棄物管理戦略並びに付属のアクションプランが制定され、担当大臣に提出される

- 1-1 国家廃棄物戦略策定のためのワーキンググループをつくる
- 1-2 廃棄物管理の現状を把握し、課題を特定するため、既存データのレビューを行い、必要に応じて補完的調査を実施する
- 1-3 離島での3R活動を含んだ国家廃棄物管理戦略案並びに付属のアクションプラン案を策定する
- 1-4 国家廃棄物管理戦略を実行するために必要な組織、制度、財政面での仕組みを検討する
- 1-5 国家廃棄物管理戦略の内容について、関係者間で合意を形成する
- 1-6 国家廃棄物管理戦略及び付属のアクションプランを関係機関に提出する
- 1-7 国家廃棄物管理戦略に沿って実施計画案を策定する
- 1-8 国家廃棄物管理戦略に係るワークショップを開催・参加する

成果2:廃棄物管理や3Rに係るグッド・プラクティスが国内並びに地域内で共有される

- 2-1 他国が学べる事例を取りまとめる
- 2-2 知見の共有のため、リソース人材や研修参加者を域内のセミナーや研修に派遣する
- 2-3 国外からの研修生に対して、国内研修を行う

2-4 パラオにおける 3R 活動をさらに推進する

成果 3: バベルダオブ島の 10 州並びにコロール州で廃棄物収集が改善される

バベルダオブ島10州

- 3-1 公共基盤・産業・商業省公共事業局廃棄物管理課(BPW-MPIIC)が中心となり、ワーキンググループを作る
- 3-2 ワーキンググループが中心となり、現在の収集状況を把握し、現在の収集方法に係る課題を特定する
- 3-3 バベルダオブ島10州で収集を行う民間企業の業務能力を測る指標を設定する
- 3-4 10州を対象とした広域収集計画を策定する
- 3-5 同広域収集計画を周知するためのセミナーを開催する

コロール州

- 3-6 収集改善計画策定の支援を行う
- 3-7 収集改善計画で特定された活動の実施支援を行う

成果 4: 現 M-Dock 処分場から新規処分場への移行が開始される

- 4-1 BPW-MPIIC が中心となり、最終処分に係る将来計画策定のためのワーキンググループを作る
- 4-2 既存処分場の延命化を行う(必要な工事経費はパラオ国側負担)
- 4-3 最終処分に係る将来計画を策定する
- 4-4 最終処分に係る将来計画を周知するためのセミナーにて、同計画案の内容を説明する

【ミクロネシア国の支援内容】

ミクロネシア国では、中央政府レベルでは①各州の固形廃棄物に絞った廃棄物管理戦略の策定支援を行う、②国内外に対するグッド・プラクティスの共有を図る、③固形廃棄物管理に充当するための財源確保を目的とした調査の支援をする。また、4 州での共通の成果として、①定量的な現状把握に基づいた固形廃棄物に絞った廃棄物管理戦略を策定し、明確な活動目標を設定する、②グッド・プラクティスについて国内外での共有を図る。また、先進的なヤップ州とコスラエ州では、③未収集地区へのサービス拡大を念頭に置いた収集改善計画の策定を支援することを成果とし活動を行う。

(中央政府活動)

成果 1: 各州において廃棄物管理戦略が策定されるよう OEEM による支援が提供される

- 1-1 州の廃棄物戦略策定のため中央政府が行う SPREP への支援要請のための必要な支援を行う
- 1-2 各州の廃棄物管理戦略策定に係る取組みを支援するワークショップを、SPREP と共同で開催する

成果 2: 廃棄物管理や 3R に係るグッド・プラクティスが国内並びに地域内で共有される

2-1 他国並びに国内他州が学べる事例を取りまとめる

2-2 知見の共有のため、リソース人材(研修講師等)や研修参加者を域内他国並びに他州のセミナーや研修に派遣する

2-3 国外並びに国内他州からの研修生に対して、国内研修を行う

成果 3:各州の支援につながる廃棄物管理のための持続的な財政メカニズムを検討する

3-1 輸入税に係る現行法をレビューする

3-2 他国の関連する事例をレビューする

3-3 検討結果について、国会並びに大統領オフィスを含む関連機関と協議を行う

(各州活動)

成果 1:Cleaner Pacific 2025 に沿って、州の廃棄物管理戦略並びに付属のアクションプランが策定され、関連機関に提出される

1-1 州の廃棄物戦略策定のためのワーキンググループをつくる

1-2 廃棄物管理の現状を把握し、課題を特定するため、既存データのレビューを行い、必要に応じて補完的調査を実施する

1-3 州の廃棄物管理戦略案ならびに付属のアクションプラン案を策定する

1-4 州の廃棄物管理戦略を実行するために必要な組織、制度、財政面での仕組みを検討する

1-5 州の廃棄物管理戦略の内容について、関係者間での合意を形成する

1-6 州の廃棄物管理戦略および付属のアクションプランを関係機関に提出する

1-7 州の廃棄物管理戦略に沿って(年間)実施計画案を策定する

1-8 州の廃棄物管理戦略に係るワークショップを開催・参加する

成果 2:廃棄物管理や 3R に係るグッド・プラクティスが国内並びに地域内で共有される

2-1 他国並びに国内他州が学べる事例を取りまとめる

2-2 知見の共有のため、リソース人材(研修講師等)や研修参加者を域内他国並びに他州のセミナーや研修に派遣する

2-3 国外並びに国内他州からの研修生に対して、国内研修を行う

(ヤップ州活動)

成果 3:ヤップ州において収集が改善される

3-1 パイロットプロジェクト立案に際し、現在の収集の課題と問題点を特定する

3-2 パイロットプロジェクトの対象地域(自治体)を選定する

3-3 選定された自治体に適したパイロットプロジェクトの計画を策定する

3-4 パイロットプロジェクト活動の結果を検証し、他の自治体への適応性を検討する

3-5 パイロットプロジェクトから得た知見を、州の廃棄物管理戦略に含まれる収集に係る将来計画に反映させる

(コスラエ州活動)

成果 3:コスラエ州において収集計画が策定される

3-1 収集計画策定のためのワーキンググループを再結成する。(主催:KIRMA 参加

者：DT&I と4自治体)

3-2 収集計画策定するため、4自治体の現在の収集状況を確認し、関連する課題を特定する

3-3 収集計画を策定する。(各自治体向けの収集計画、広域での収集運搬、違法処分地域の閉鎖、財務的措置の検討、啓蒙活動等を含む)

【マーシャル国の支援内容】

マーシャル国では、①マジュロ、イバイの両地域で、定量的な現状把握に基づく固形廃棄物に絞った廃棄物管理戦略を策定し、明確な活動目標を定める、②グッド・プラクティスの国内外での共有を図るとともに、他国の事例から学ぶ機会を提供する、ことを成果とし活動を行う。

成果1: Cleaner Pacific 2025 に沿って国家廃棄物管理戦略並びに付属のアクションプランが策定され内閣に提出される

1-1 国家廃棄物戦略策定のためのワーキンググループをつくる。(主催:MPW、参加機関:MAWC, KALGOV OEPPC, EPA, Ministry of Interior (Division of Local Governments)、教育省、保健省等)

1-2 廃棄物管理の現状を把握し、課題を特定するため、既存データのレビューを行い、必要に応じて補完的調査を実施する

1-3 国家廃棄物管理戦略案ならびに付属のアクションプラン案を策定する。(同戦略案には、離島での3R活動が含まれる。)

1-4 国家廃棄物管理戦略を実行するために必要な組織、制度、財政面での仕組みを検討する

1-5 国家廃棄物管理戦略の内容について、関係者間での合意を形成する

1-6 国家廃棄物管理戦略および付属のアクションプランを関係機関に提出する

1-7 国家廃棄物管理戦略に沿って(年間)実施計画案を策定する

1-8 国家廃棄物管理戦略に係るワークショップを開催・参加する

成果2: 廃棄物管理や3Rに係るグッド・プラクティスが国内並びに地域内で共有される

2-1 他国が学べる事例を取りまとめる。(離島での飲料容器デポジット制導入に係る取り組みを含む)

2-2 知見の共有のため、リソース人材(研修講師等)や研修参加者を域内のセミナーや研修に派遣する

2-3 国外からの研修生に対して、国内研修を行う

カ その他の活動

a) プロジェクトオフィスと協力の上、優良事例等の共有を目的としたサブリージョナル(パラオ国、ミクロネシア国、マーシャル国のミクロネシア3国が対象)なワークショップについて提案する。

b) 定期的に、メール等を通じ、プロジェクトオフィスに活動の進捗報告を行う(少なくとも週2回)。

- c) プロジェクトオフィスの求めに応じ、プロジェクトオフィスと TV 会議あるいは電話会議を行い、進捗の報告及び今後の予定の確認をする。
- d) 毎回の派遣ごとに、現地業務結果を JICA、プロジェクトオフィス、パラオ支所、ミクロネシア支所、マーシャル支所に報告する。
- e) プロジェクトオフィスが SPREP と共に行う Cleaner Pacific 2025 のモニタリングの実施につき、業務調整員/3R+Return と協力し、本プロジェクトのスコープ内で C/P が行うデータの収集等への協力を行う。
- f) プロジェクトオフィスが行う大洋州域内協力にかかる活動(地域研修、トレーナー・ディスパッチ³、カントリー・アタッチメント⁴、スタディ・ビジット⁵、SG、CPR)等につき、イベント参加、ニーズ調査等への協力や、その他側面支援などを行う。
- g) プロジェクトオフィスが行う災害廃棄物管理ガイドライン作成や地域研修につき、各国の情報収集等への協力を行う。
- h) プロジェクトオフィスの 3R+Return 専門家や業務調整員/3R+Return の要請に応じ、各国におけるリサイクルに関する調査への協力、情報共有等を行う。

(3) 国内作業期間

国内作業として次の業務を実施する。

- ア JICA 本部に対して派遣期間における実施結果を報告する。
- イ 現地派遣期間の活動結果に基づき、次回の現地派遣期間の業務計画を修正し、JICA 本部及びプロジェクトオフィスに提出、活動計画の説明を行う。
- ウ 必要に応じてメール等を通じ、C/P、プロジェクトオフィスへ活動の進捗に関する情報収集・確認を行う。

(4) 進捗管理モニタリング

プロジェクトの進捗状況等を関係者で確認・共有することを目的として業務進捗モニタリングシート(英文で作成。様式については配布資料参照)を C/P と共に半年ごとに作成し、当該国の JICA 支所、及び、プロジェクトオフィスに提出する。その際、モニタリングシートを補完する意味で日本語による補足資料も作成し、活動の進捗、活動上の問題点やそれに対する対策、考察の他、相手国側には共有しない特記事項などがあれば記載をすること。また、プロジェクト完了の約1か月前に事業完了報告書(様式については配布資料参照)を作成し、当該国の JICA 支所、及び、プロジェクトオフィスに提出すること。

(5) 各種報告書の提出

事業完了報告書等の各種報告書は、JICA 本部、並びに、プロジェクトオフィスに提出し、報告を行う。

³ 他国へのトレーナー派遣

⁴ 他国での短期 OJT

⁵ 他国での現地視察研修

7 成果品等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、第1期契約期間「第1期業務完了報告書」、第2期契約期間「第2期業務完了報告書」、第3期契約期間「プロジェクト業務完了報告書」とし、それぞれ「8. 成果品等(2)」の技術協力成果品を添付する。なお、第1期契約期間に関する成果品の提出期限は契約期間終了の1か月前とする。

レポート名	提出時期	部数など
業務計画書 (共通仕様書の規定に基づく)	契約締結日から起算して 10営業日以内	・和文5部 ・レポートのCD-ROM(和文・英文)1枚
インセプションレポート (ICR)	業務開始から約3か月目	・和文5部 ・英文26部 (C/P機関21部(パラオ国4部、ミクロネシア国9部、マーシャル国8部)、JICA地球環境部、JICAミクロネシア支所、JICAマーシャル支所、JICAパラオ支所、プロジェクトオフィス各1部) ・レポートのCD-ROM(英文)1部(JICA地球環境部)
第1期業務完了報告書	契約期間終了の1ヶ月前	・和文5部 ・英文26部 (C/P機関21部(パラオ国4部、ミクロネシア国9部、マーシャル国8部)、JICA地球環境部、JICAミクロネシア支所、JICAマーシャル支所、JICAパラオ支所、プロジェクトオフィス各1部) ・レポートのCD-ROM(英文)1部(JICA地球環境部)
プログレスレポート 1(PR1)	2019年1月頃	・和文5部 ・英文26部 (C/P機関21部(パラオ国4部、ミクロネシア国9部、マーシャル国8部)、JICA地球環境部、JICAミクロネシア支所、JICAマーシャル支所、JICAパラオ支所、プロジェクトオフィス各1部) ・レポートのCD-ROM(英文)1部(JICA地球環境部)

第2期業務完了報告書	契約期間終了の1ヶ月前	<ul style="list-style-type: none"> ・和文5部 ・英文26部 (G/P機関21部(パラオ国4部、ミクロネシア国9部、マーシャル国8部)、JICA地球環境部、JICAミクロネシア支所、JICAマーシャル支所、JICAパラオ支所、プロジェクトオフィス各1部) ・レポートのCD-ROM(英文)1部(JICA地球環境部)
プロGRESSレポート2(PR2)	2021年1月頃	<ul style="list-style-type: none"> ・和文5部 ・英文26部 (G/P機関21部(パラオ国4部、ミクロネシア国9部、マーシャル国8部)、JICA地球環境部、JICAミクロネシア支所、JICAマーシャル支所、JICAパラオ支所、プロジェクトオフィス各1部) ・レポートのCD-ROM(英文)1部(JICA地球環境部)
プロジェクト業務完了報告書	業務終了の約1か月前	<ul style="list-style-type: none"> ・和文7部(JICA地球環境部) ・レポートのCD-ROM(和文)2部(JICA地球環境部) ・英文28部(G/P機関21部(ミクロネシア国9部、マーシャル国8部、パラオ国4部)、JICA地球環境部7部3、JICAミクロネシア支所、JICAマーシャル支所、JICAパラオ支所、プロジェクトオフィス各1部) ・レポートのCD-ROM(英文)2部(JICA地球環境部)

プロジェクト業務完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化(CD-R)の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書の作成に当たっては、その表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する英文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

各報告書の記載項目(案)は以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定に当たっては、JICAと受注者で協議、確認する。

(7) ICR

受注者は、既存資料(事前調査資料等)を整理分析し、業務計画書を作成し、本計画書を基

に現地作業開始時に先方政府ならびにプロジェクト関係者への説明および内容に関する協議を行う。また、この協議結果、並びに、C/P の CA 結果を踏まえた ICR を作成し、その内容について C/P 並びに発注者の承認を得ることとする。記載内容は最低限以下の項目を含むものとする。

- a) プロジェクトの概要(背景・経緯・目的)
- b) CA の実施方針及び実施方法
- c) CA の結果及び CA 項目
- d) プロジェクト実施の基本方針
- e) プロジェクト実施の具体的方法
- f) プロジェクト実施体制(JCC の体制等を含む)
- g) PDM(指標の見直し及びベースライン設定)
- h) 業務フローチャート
- i) 要員計画
- j) 先方実施機関便宜供与負担事項
- k) その他必要事項

(イ) PR1、PR2、各契約期間業務完了報告書

目次案は次の通りとする。また、受注者は、最終現地業務終了までにプロジェクト業務完了報告書案を作成し、先方政府ならびに JCC への説明および内容に関する協議を行う。また、この協議結果を踏まえプロジェクト業務完了報告書案を修正のうえ、JICA が開催する会議でプロジェクト業務完了報告書修正案に基づく最終報告を実施し、その内容について発注者の合意を得ることとする。なお、本報告書には最低限以下の項目を含めることとする。

- 1) 各国プロジェクト概要
 - 2) 各国活動内容(業務フローチャートに沿って記載する)
 - 3) プロジェクト実施運営上の工夫、教訓
 - 4) 各国の成果の達成度
 - 5) プロジェクト目標の達成度(終了時評価結果の概要等、業務完了報告のみ)
 - 6) 各国上位目標の達成に向けての提言(業務完了報告書のみ)
 - 7) 添付資料
- a) プロジェクトの成果一覧及び関連資料リスト
(国内ワークショップ・研修等実績、C/P リスト、広報実績、C/P により作成された活動実績・資料・報告書等のリスト及び関連資料一式等)
 - b) 活動実施スケジュール(実績): Plan of Operation に活動実績を記入したもの
 - c) 投入実績
 - d) 専門家派遣実績(氏名、指導分野、派遣期間、業務概要等)
 - e) 研修員受入実績(研修員氏名、研修分野、研修期間、研修先、研修概要等)
 - f) PDM の変遷(PDM を改訂した経緯がある場合)

g) JCC 開催記録

(2) 技術協力成果品等

受注者が作成を支援する以下の資料を提出する。提出にあたっては、プロジェクト業務完了報告書に添付して提出することとする。提出時期については、第 2 期契約時に確認する。なお、下記の他に作成を支援した資料があれば提出すること。

パラオ国

- (ア) 国家廃棄物管理戦略(アクションプラン含む)
- (イ) 廃棄物管理教訓事例集
- (ウ) 広域収集計画(バベルダオブ島)
- (エ) 収集改善計画(コロール州)
- (オ) 最終処分に係る将来計画

ミクロネシア国

- (ア) 廃棄物管理教訓事例集
- (イ) 廃棄物管理戦略(ヤップ州、チューク州、ポンペイ州、コスラエ州。アクションプラン含む)
- (ウ) 収集改善計画(コスラエ州)

マーシャル国

- (ア) 国家廃棄物管理戦略(アクションプラン含む)
- (イ) 廃棄物管理教訓事例集

なお、廃棄物管理教訓事例集には好事例と共に、半面教師となる事例も掲載すること。事例集では、写真や図表を積極的に用いてわかりやすい説明を心掛けること。

(3) 業務月報

受注者は、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む業務月報を毎月作成し、JICA 本部、プロジェクトオフィス、並びに、各支所に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICA 本部、プロジェクトオフィス、並びに、各支所に報告するものとする。また、適宜実施業務の内容がわかるような活動報告書を添付のこと。

- (ア) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- (イ) 活動に関する写真及び活動報告書
- (ウ) Work Plan
- (エ) 業務フローチャート

第3 業務実施上の条件

1 業務工程

(1) 業務実施期間

2017年3月上旬に開始、期間は2022年1月までの約58ヶ月とする。

- ・第1期契約期間:2017年3月～2018年2月
- ・第2期契約期間:2018年3月～2020年2月
- ・第3期契約期間:2020年3月～2022年2月

2 業務量の目途および業務従事者の構成

(1) 業務量の目途

業務量は、下記を目途とするが、効率的、かつ効果的な実施方法を提案すること。

第1期契約期間:約20MM

全体 約74.2MM

(2) 業務従事者の構成

- (ア) 総括/廃棄物管理A(パラオ国、ミクロネシア国、マーシャル国)(2号)
- (イ) 能力強化B(パラオ国、ミクロネシア国、マーシャル国)(3号)
- (ウ) 廃棄物管理C(パラオ国、ミクロネシア国、マーシャル国)

3 相手国側の便宜供与

2016年にパラオ国、ミクロネシア国、マーシャル国政府と締結したR/D(パラオ国とは2016年10月13日、ミクロネシア国とは2016年11月4日、マーシャル国とは2016年11月30日に締結)に基づく。

4 参考資料

(1)配布資料

- ・基本計画策定調査報告書(各国討議議事録、協議議事録含む)
- ・地域版PDM、全プロジェクト対象国PDM及びPO
- ・パラオ共和国 廃棄物管理改善プロジェクト事業完了報告書

(2)閲覧資料

本事業のフェーズ1プロジェクトに関する情報は、以下のサイト上にて閲覧可能である。

【ODA見える化サイト】

<http://www.jica.go.jp/oda/project/1000391/index.html>

【プロジェクトホームページ】

<http://www.sprep.org/j-prism>

【JICA ナレッジサイト】

<http://gwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/VIEWALL/8AD909DDCD6AA3E9492577EB007A09DF?OpenDocument>

【フェーズ 1 最終報告書】

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000015094.html>

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000025988.html>

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000025470.html>

【その他報告書】・大洋州地域 静脈物流情報収集・確認調査報告書

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000009752.html>

5 安全管理

現地派遣期間中は安全管理及び安全確保に十分留意する。現地の治安状況については、外務省「海外安全情報ホームページ」等を通じて事前に情報収集するとともに、当該国の JICA 支所などにおいて十分な情報収集を行なうこと。また、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行うこと。さらに、現地調査時には、同事務所等と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同支所等と緊密に連絡を取るよう留意すること。現地業務に先立ち、外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録すること。

6 現地再委託

想定していない。

7 その他留意事項

特になし

以上